第1部 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の状況 ~地方公共団体財政健全化法の施行に伴う4指標等の算定結果~

I 健全化判断比率の概要

県内市町村の平成20年度決算に基づく健全化判断比率の概要は以下のとおり。

1. 実質赤字比率

[早期健全化基準11.25~15%、財政再生基準20%]

・県内に赤字となる団体はなし。

2. 連結実質赤字比率

[早期健全化基準16.25~20%、財政再生基準30%(3年間経過措置あり)]

- ・早期健全化基準を上回る団体はなし。
- ・石巻市(0.01%)以外は、赤字となる団体はなし。

3. 実質公債費比率

[早期健全化基準25%、財政再生基準35%]

- ・早期健全化基準を上回る団体はなし。
- ・起債許可団体となる18%を上回る団体は、村田町(19.5%)及び加美町(19.4%)の2団体である。

4. 将来負担比率

[早期健全化基準 指定都市400%、指定都市以外の市町村350%]

- ・早期健全化基準を上回る団体はなし。
- ・最も比率の高い団体は村田町(218.1%)。以下、色麻町(182.4%)、栗原市(177.3%)、仙台市(169.8%)、本吉町(162.1%)と続く。